

令和3年6月5日

保護者様

精華高等学校

事務長 森脇 雅郎

高等学校等就学支援金(国) 所得判定に係る必要事項確認書提出について

平素は本校教育にご協力いただきありがとうございます。

さて、高等学校等就学支援金(国)のマイナンバー提出者については、令和3年度7月からの所得判定を行うにあたり、必要事項確認書の提出が必要です。

つきましては、同封の「**高等学校等就学支援金 所得判定に係る必要事項確認書(マイナンバー提出者用)**」の問1～問4について記入の上、事務室へ提出してください。

なお、この高等学校等就学支援金 所得判定に係る必要事項確認書には、添付書類は不要です。

提出期限

令和3年6月22日(火) 期限厳守

※ 注意

- ・全員の提出が必要です。提出期限にかかわらず早急に記入の上、提出してください。
- ・マイナンバーを利用し、所得判定が行えなかった場合、別途、必要書類の提出を求める場合があります。

精華高等学校 事務室

担当 経理 西岡

TEL 072-234-3391